

市営住宅の家賃算定に用いる利便性係数について

1 趣旨

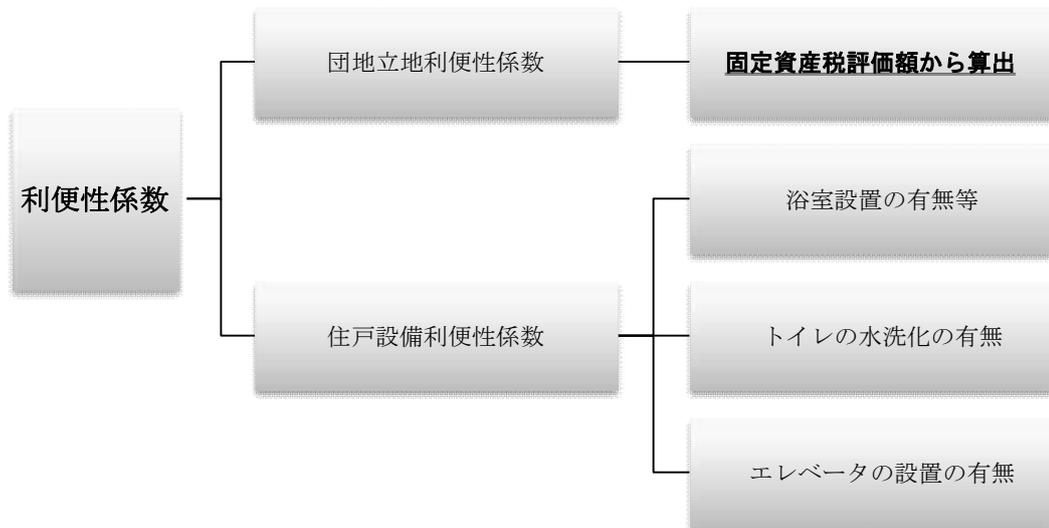
公営住宅の家賃算定に用いる利便性係数の算定に必要な固定資産税評価額が、令和6年1月1日付けで評価替えが行われたことに伴い、利便性係数の見直しを行う。

2 適用

令和7年度以降の家賃について適用する。

3 利便性係数について

$$\text{家賃} = \text{家賃算定基礎額} \times \text{市町村立地係数} \times \text{規模係数} \times \text{経過年数係数} \times \text{利便性係数}$$



4 利便性係数の算定結果

現利便性係数との比較	該 当 団 地 名
増減なし (25団地)	緑町, 第1豊岡, 第2豊岡, 神居, 亀吉, 南町, 旭正, 江丹別, 第2永山, 春光1区, 春光2区, 大町, 神楽岡, 藤岡, 瑞穂, 高台, 千代ヶ岡, 東鷹栖, 第4東鷹栖, 神楽岡NT, 愛宕, 新富, 忠和, 川端, 北彩都
0.01ポイント増 (8団地)	第3豊岡, 東豊, 第1東光, 第3東光, 第1永山, 春光6区, 朝日, 緑が丘東
0.01ポイント減 (1団地)	春光台

※利便性係数が0.01ポイント増減すると、住戸面積や経過年数にもよるが、属する世帯の多いI分位（政令月収0円～104,000円）の家賃においては、300円／月程度の増減となる。